

## 議案第 8 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 24 年 8 月 24 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

### 提案理由

東日本大震災の被災者に係る保険料の減免について平成 24 年度分まで延長する必要があるので、提案する。



京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第28項中「平成24年3月31日まで」を「平成25年4月1日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。